

第6回 宝塚市介護保険運営協議会議事録

1 日時

平成23年12月19日(月) 14時～16時30分

2 場所

宝塚市役所 特別会議室

3 出席委員

一圓委員、山本委員、杉山委員、大石委員、石原委員、山岡委員、藤田委員、村上委員、小中委員、横山委員（10名出席）

（欠席委員 井上委員、大川委員、溝上委員、末岡委員、松井委員）

4 傍聴者

なし

5 内容

（1）報告事項

1. 最近の国の動向

平成24年度介護報酬改定に関する審議報告

（2）協議事項

1. 第5期介護保険事業計画期間における介護給付等

対象サービスの給付費の推計について

2. 第5期介護保険事業計画（地域支援事業）の計画値について

3. 第5期介護保険事業計画期間の介護保険料基準額及び段階設定について

4. 宝塚市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画（素案）

（3）その他

開会	○事務局より過半数以上の委員の出席を認め、宝塚市介護保険運営協議会規則第5条2項により会議成立を報告。
（1）報告事項	1. 最近の国の動向～平成24年度介護報酬改定に関する審議報告
○委員	報酬の地域区分での見直しで、宝塚市にある事業所はより高い報酬が入るようになるが、同時に介護保険料についてもその分宝塚市で引き上げが必要になるという事か。また例えば川西市の事業者を宝塚市で使うことも増えてくるかもしれない。それは介護保険の財政的に考えてどうか。
○委員	実際は市をまたがって介護サービスを受けています。
○事務局	介護サービスは事業所の所在地で設定するのがルールになっています。
○委員	それはなぜか。
○事務局	介護サービスを受ける方の居住地にするという話もあったが、複雑になるため、事業所がある地域について介護報酬を計算することになりました。本来はその方の属する居住地によって分けるべきかもしれないです。 これは介護の人材不足からきている問題です。都市部については手当を払わ

○委員	ないと人材を雇用できないことから、地域区分での差がついています。市単位か広域でみるかの議論はあります。
○委員	そこは無視していくのか。
○委員	医療保険は全国一律である。介護保険では緩和のため、賃金の高いところで支えられる差をつけた。自治体に合わせたものになっている。地域の人を受けるサービスは地域の人負担するという考え方である。地域によって細かく、複雑になっている現状はあります。
○委員	理解はできるが、市民の負担は多くなる。その辺はどう考えるか。
○事務局	広域化の話がまとまらないと分かりません。
○委員	本市は伊丹市、川西市と地域手当に大分差がある。介護報酬についてベースとなるものはあるか。もう少し参考になる背景を教えてください。
○事務局	サービス付き高齢者住宅も京阪神に集中しています。県では13,000戸作るという計画で、これから8,000増えてくる予定だが、阪神間に集中し、人手が足りなくなります。報酬で上積みしないと人が雇用できません。宝塚市で生活するなら12%上積みした報酬を支払わないと人が集まらないという現状があります。そこからきている試算です。
○委員	割合は誰が、どういう経緯で決めているか。
○事務局	地域格差をみて、国の方で決め、毎年の見直しがあります。今決まっているのは本市では12%です。
○委員	12%は高いのか。
○事務局	調査に基づき算定しています。
○事務局	給料としては、0.23下がっています。手当としては上積みが出ているということです。
○委員	100%の中、12%（宝塚市）と6%（伊丹、川西市）の差であるので倍というわけではないが、小さくはない差であると思う。
○事務局	現段階では総額が決められていないので、単純に額が上がるというわけではありません。
(2) 協議事項	<p>1. 第5期介護保険事業計画期間における介護給付等対象サービスの給付費の推計について</p> <p>2. 第5期介護保険事業計画（地域支援事業）の計画値について</p>
○委員	28頁の居宅療養管理指導は個別の推計はあるか。
○事務局	手元に資料がないので次回お持ちします。見込みは歯科医師、薬剤師などの個別ではなく全体です。
○委員	推計は年齢構成の変化を加味した伸びで行っているか。
○事務局	居宅療養は歯科医師、薬剤師がした場合そのままの伸びで行っています。
○委員	歯科の場合は、兵庫県全体では増えてくると思う。診療についての二重の請求の問題を聞くがどうなっているか。

○事務局	<p>歯科診療だけでなく薬剤師でも同じような問題が発生しています。ケアプランを受けたときに2ヶ所から請求がくることがあります。最終的に保険者で決定しています。ケアプランの作り方問題でもあります。</p>
○委員	<p>資料の作り方をデータを見ながら説明したが、内容をポイントで文章にして説明して、特徴を分かりやすくしていただきたい。文章については、説明してくれた事で良いと思う。</p>
○委員	<p>他には。 43 頁の下、包括的支援事業・任意事業のうちの家族介護支援事業は、今まで一件もなかったということか。</p>
○事務局	<p>過去2年はなかったが、今年度一件ありました。制度があまり知られていないこともあるし、本来利用できるサービスを利用しない、又虐待といえ語弊があるが、家族の方が何ヶ月か利用しないと支給があるということで利用しないとも言い切れません。現在給付が2ヶ月ほど遅れているが、手当の対象となる人に、ケアマネジャーと情報交換しながら進めていきたいです。必要なら、サービスを入れて頂くが、サービスを示しながら活用して頂きたい。要介護4、5という中で家族の方が頑張っている制度ですので、残していこうと思っています。過去の実績をみても、4件の利用があります。</p>
○委員	<p>24年、25年の地域包括支援センターの職員の人数は分かるか。</p>
○事務局	<p>具体的な人数は今分かりませんが、24年、25年ではアップしています。国の基準に基づき6,000人の高齢者人口にあわせて、3人、保健師、社会福祉士、ケアマネジャーという体制できていましたが、今年度は12,000人の人口になった地域があり、5人の体制をとっています。今後、更に高齢者が増える中で、包括の職員を1人増やしても、個別対策では限界があり、地域の方と一緒に構築していく必要があります。連携を図って地域づくりをしていく職員も必要です。24年度も地域に足を運んでもらい、作っている最中です。25年度は、職員、自治会の方、民生委員、社会支援、ボランティアを含め、地域での解決ができる仕組みを作っていこうと各地域の包括に職員1人を入れると考え人数を増やした数値です。 26年度は、宝塚市の地域性をみて、6地区の中程にランチを設定できないか、もうひとつは、逆瀬台地区は、駅周辺の包括まで来るのは大変なので、1ヶ所、また小林と逆瀬の包括が近くにあるが、仁川の方が山の上でもあるし、高齢化が高い等の特性があります。事業者との相談もあるが、それら地域特性を考え25年、26年の数字を出しています。</p>
	<p>3. 第5期介護保険事業計画期間の介護保険料基準額及び段階設定について</p>
○委員	<p>只今、4,000円くらいの保険料が5,000円になる、それに伴って分類の仕方を細かくし、上限を上げ質の高いサービスを考えていくとの提案があった。質問はないか。</p>

○委員	最後のページ、「居住外の土地家屋等を所有していない・預貯金 1,050 万円未満」の「居住外」というのは、どういう意味か。
○事務局	「居住外」というのはアパートです。収入基準としては、自分の住む以外の土地家屋等を持っている、その資産を活用して頂ければよいのではないかと いうことです。
○委員	8の「経済的援助を受けていない」ほどのあたりまでのことなのか。
○事務局	仕送りをうけているか、という事です。
○委員	二世帯住宅で親と子が一緒に住んでいる場合はどうなるのか。
○事務局	その場合は、光熱費をどちらが負担しているのか、例えばメーターと一緒に子どもが払っている場合は、援助を受けている事になる。または名義が誰のものになっているのか等細かくあり、その都度説明させてもらっている。一人または夫婦二人で住んでおり、誰からも援助を受けていないという判断の元、減免は執行されます。
○委員	誰が判断するのか。
○事務局	私どもで判断します。
○委員	他はないか。
○委員	所得に応じて多段階設定ということだが、原則論としてはおかしい話だと思 う。せざるを得ないとは思いますが、最近の制度改正を見ていると、所得の高い 人に負担がかかる。普段高い保険料を払っているながら、給付は少ない。その うち破綻するのではないか。
○委員	所得の高い人が、所得割の低い人を支えることに社会的な意味があるのでは ないか。1つの段階の中にも区切られ、細分化され、大きな違いがあるとい うのが分かって今の形になってきた。社会全体にとっては必要なことと思 う。
○委員	社会を維持するためということか。TPP も言われている中、アメリカの 保険業界がどのように参加してくるか考慮することも必要。
○委員	先程の話で、お金をたくさん持っているということで保険料をたくさん払う が、給付は少ないというのは矛盾する話だとは思う。資料4頁の「保険料関 係 阪神間の多段階についての考え方」で宝塚市には、5つの選択肢があり、 この内から1つ選ばなければならない。
○事務局	宝塚市としては、(3)を今回提案しています。
○委員	(3)案について資料説明 素朴な疑問であるが、多段階設定をさらに進めるには、分からないことがあ る。第8～11段階までは200万円刻み、下の方の保険料額は1,200円程の 間隔である。合計所得の200万～400万の所の構成比率が2番目とかなり高 い。そして9段階からは下がっている。所得も保険料も細分化されているが、 それで良いのか。第11段階の1,200円上がる感じと、第8段階の1,200円 上がることは、平等といえれば平等であるが、多段階設定という発想の趣旨で

	は貫徹しているのか。
○事務局	合計所得は 100 万円単位で変わっています。基準額が上がると、負担が減ります。例えば1,000万円以上の方は952人いて、これから24年度以降1,000人を越える。今回第10段階で600~1,000万の方で400万の幅を持たせています。600万円以上の方の被保険者数はそれ程多くはなく、その辺りで所得者との兼ね合いを考えると、200~600万の人数的に多い段階で合わせていくという考え方です。
○委員	多段階はとても複雑な発想で、それ単純に引きのばしているが、負担率は気にしないのか。
○事務局	基準額を1.125から細かく上げています。これをもっと上げるのは、所得が多い等の要因で配慮しています。シミュレーション的にはあるが、上がり過ぎないように2.5までは考えていません。約0.2の幅で考えています。
○委員	そうであるが、年金を受けている人も様々で、200~400万あたりの方がほとんどである。現実に余裕はない。1,000万円くらいの方との差をどう調整しているのか。市民目線で説明して欲しい。基準額においても配慮が欲しい。集める場合の問題が多い。第8、9段階が多い。
○委員	市民にどのように説明するのか。
○事務局	今回、基準額が1000円程度上がるという話で、高額所得者においてどれくらい上がるのかというのは、シミュレーションしていません。また、第1、第2段階の方の減免措置をどうしていくかということもあります。押さえているという考えもあります。低所得者に配分するという方法です。
○委員	私の質問へ答えていない。基準額を若干超えている人とかなり超えている人との差はどうするのか聞かれたときにどう説明するかことである。基準額を前後する人達に平等原理を使ったということか。
○事務局	今回提示しているのは、基本は第4期からどう触っていくかです。600万円以上の方から多く負担してもらい、均等を計っています。負担が無理ということになれば、基準額が全体に増えるという事態になります。
○委員	質問の答えになっていない。お答えいただきたいのは、基準額に近い方に対する説明である。同一の扱いか。
○委員	委員の言われているのは、所得に応じて取るという考え方になっていないという指摘である。今回のように分けた段階では、実際にどの程度の乖離があるかは計算できるのではないか。
○事務局	介護保険の場合は定率にしないと解決できません。
○委員	一定額があってベースになっている。定率性の検証がいる。
○委員	給付が同じであれば、払う額も同じというのが原則ではないか。民間の保険であれば考えられない。社会を維持するためにやっているのか。
○事務局	多段階設定は綿密な段階にはしており、段階ごとの負担があります。
○委員	保険者はスタイルを作って、市民の質問に答えなければならない。ルール作

	<p>りが必要である。民間保険はマーケットを選択できる。社会保険は強制である。</p>
○委員	不安なところである。罰則規定はない。
○委員	基準額より補てんする階層の方への配慮は有効だが、基準値を云々という制度そのものを否定ということになるということか。
○事務局	一番上の段階をどれだけ伸ばせば確保できるかがわからないです。
○委員	もっとゆるやかな割合にすればよいのではないか。
○委員	マイナスの方に公正な処置をして、高額支払者は平等負担か公正負担かを知りたい。市民目線での疑問である。
○事務局	それは所得規定部分を計算し直さないと無理で、そうすることで分かってきます。
○委員	今回の数字は今までのものである。抜本的に考え直してみてもどうか。
○委員	それはなかなかできない。
○委員	率の見直しはどうか。
○委員	計算して調べてみたいと思う。
○事務局	全てを平等にすると、全体が上がる。底上げになる。
○委員	上の段階は二重課税になる。不公平感のないようにしていただきたい。
○委員	現状はご報告のとおりであるが、答弁において、質問に対し4期、5期だからとの返答はおかしい。原理、原則で返答して欲しい。
○委員	大きな流れとしては、今までよりは細かく改善されていると思っている。むしろ11段階への批判が多いのではと心配していた。ここではこれを基本にこれから話をすることを認めてもらいたい、よろしいか。
○委員	もう少し話しがあった方がよいのではないか。
○委員	事務的にこれを細かくすると、進まないと思う。
○委員	市民より問い合わせがあった場合はどうするか。事務局に聞きたい。
○委員	言っていることは確かだが、これを細分化するのは難しい。
○委員	率のシミュレーションはできるか。
○委員	それをすると所得全体に関ってくるので、大変である。
○委員	シミュレーションをしてみないと、市民から不満が出た時に対応できるのか。
○委員	問題のある所を下げ、その分、違う所を上げる、上げる時にどうするのが合理的かを考える時、全所得についてある程度分かっていないとだめだと思ったが、段階はこのままで率の変更を1回やってみないか。
○事務局	1.25を1.23に変えるなどすることですか。
○委員	そうです。0と基礎額をベースにして作っていく。
○委員	阪神間の他の市の負担状況を見て決めなければいけない。宝塚市がいくら理論的に正しくても仕方ない。
○委員	他の市はいいのではないか。

○委員	難しいと思っているが、やってみないか。
○委員	逆に 1.175 を 0.875～0.880 に変えなくてはならない。
○委員	そうです。上げる、下げるかの是非は全体の所得との兼合いで比例が保たれているか見る。実際 1 回やっておいた方がいい。11 段階はそのままシミュレーションをしてもらい、必要額を確保する上で、おかしい所があればそれを直していくという図式で行きたい。
○委員	所得というのは何か。
○委員	その所得は前年の所得のことである。保険料、税金を抜いたもので、去年の課税所得である。
○事務局	合計所得です。
○委員	自営業には大変である。自分で公的控除をしなくてはならない。
○事務局	公的控除はあり、社会保険控除、医療費控除はないです。
○委員	所得税、市民税はひいていない。
○事務局	引かないと平等になりません。それでは少ないです。
○事務局	どうやって出すかは難しいです。
○委員	保険料はもっと増える可能性はある。
○事務局	それは一番問題になっています。5,000 円を超えるかもしれないです。県の処出金が幾らか、県からの処出金如何でうまくいけば、100 円くらい下がるかもしれないです。
○委員	ご了承いただけるか。では素案の説明をお願いします。
(2) 報告事項	4. 宝塚市高齢者福祉計画・第 5 期介護保険事業計画 (素案)
○委員	第 4 期と構成は変わっておらず、全部で 3 編の構成である。次回までに素案に対する意見をいただきたい。
○事務局	体系についての上承をお願いしたいです。
○委員	体系は問題ない。
○委員	地域包括ケアの第 5 期での体系はどこにあたるか。
○事務局	地域包括ケアの基本的な国から示された理念の具体化については、最終懸案は出せていません。今回を芽生え的に考えています。また今回は日常生活調査についてのアンケート結果はお示しする予定です。
○委員	地域包括ケアは、地区での、医療と介護と福祉の連携になると思うが、圏域に関して市町村レベルで可能であるか。
○事務局	個人的な意見ですが医療は県単位であり、市の事業計画とはなかなか合わないと思います。
○委員	素案の検討を含め見ておいて頂くということで、お願いします。
(3) その他	事務局より連絡
	次回は 1 月 23 日を予定している。介護保険報酬が国から出ないとタイミングにより 2 月上旬もあり。